

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【公表番号】特表2006-500603(P2006-500603A)

【公表日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2006-001

【出願番号】特願2004-526960(P2004-526960)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 309 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月14日(2006.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの透明基材(20)に接合するための光学フィルタリング／電磁スクリーニング構造体(1)であり、少なくとも2枚のプラスチックシート(10、12)を含み、かつ導電性の電磁スクリーニング部材(11)を含むか又はそれを該シート(10、12)に接合することを意図された構造体(1)であって、少なくとも一方のシート(10)が熱可塑性材料から作製され、もう一方のシート(12)が該導電性部材(11)又は該熱可塑性シート(10)を覆うためのシートを構成し、2枚のシートの一方又はその両方が、該構造体(1)に関して、590nmを中心とする波長光のためのオレンジフィルターを生成するよう少なくとも1つの無機顔料又は少なくとも1つの有機染料を組み込んでいることを特徴とする、光学フィルタリング／電磁スクリーニング構造体(1)。

【請求項2】

前記シート、即ち、熱可塑性シート(10)及び／又はカバーシート(12)のうち少なくとも一方が、800～1250nmの波長範囲における赤外線フィルターを形成するために、少なくとも1つの無機顔料又は少なくとも1つの有機染料を組み込んでいることを特徴とする、請求項1に記載の構造体。

【請求項3】

前記2枚のシート(10、12)のうち一方が中性であり、もう一方のシートが、前記構造体を通してそれぞれ前記オレンジフィルターと前記赤外線フィルターを与える少なくとも2つの顔料又は染料を含むことを特徴とする、請求項2に記載の電磁スクリーニング構造体。

【請求項4】

前記熱可塑性シート(10)が、前記構造体を通して前記オレンジフィルター又は前記赤外線フィルターを与える顔料又は染料を含み、前記カバーシート(12)が、もう一方の熱可塑性シート(10)が与えない該オレンジフィルター又は該赤外線フィルターを与える顔料又は染料を含むことを特徴とする、請求項2に記載の電磁スクリーニング構造体。

【請求項5】

前記導電性部材(11)が前記2枚のシート(10、12)間に接合された金網から形成されたことを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載の構造体。

【請求項 6】

前記導電性部材(11)が、ポリカーボネート、ポリメチル(メタ)アクリレート、ポリエチレンテレフタレート、ポリエーテルスルホン、ポリエーテルケトン、及びアクリロニトリル-スチレンコポリマーのうちの1つをベースとした組成の支持シート上に堆積された金属線メッシュから形成されたことを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載の構造体。

【請求項 7】

前記導電性部材のための前記支持シートが前記カバーシート(12)を構成し、該導電性部材(11)が、前記熱可塑性の第1シート(10)と該カバーシート(12)の間に置かれたことを特徴とする、請求項6に記載の構造体。

【請求項 8】

前記導電性部材(11)を有する前記カバーシート(12)が、該導電性部材と反対側にポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ塩化ビニル(PVC)、ポリプロピレン、又は高密度ポリエチレンから作製された厚さが60μm以下の保護膜(14)でコーティングされたことを特徴とする、請求項6又は7に記載の構造体。

【請求項 9】

前記導電性部材(11)が、前記カバーシート(12)により形成される支持シート上に堆積された金属層から形成され、該部材が、該カバーシートと前記熱可塑性の第1シート(10)の間に置かれたことを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載の構造体。

【請求項 10】

前記導電性部材のための前記支持シートが、前記熱可塑性の第1シート(10)と前記カバーシート(12)の間に積層された補足的なプラスチックシート(13)から形成されたことを特徴とする、請求項6又は9に記載の構造体。

【請求項 11】

前記カバーシート(12)が前記導電性部材のための支持シートを構成しない場合に、前記熱可塑性の第1シート(10)と該カバーシート(12)が、ポリビニルブチラール、ポリウレタン、又はエチレンビニルアセテートから作製されたことを特徴とする、請求項1～10のいずれか1項に記載の構造体。

【請求項 12】

前記構造体が1つの透明基材(20)に接合され、前記熱可塑性の第1シート(10)が該基材に接合されたことを特徴とする、請求項1～11のいずれか1項に記載の構造体。

【請求項 13】

前記構造体が2つの透明基材(20、21)の間に積層され、前記熱可塑性シート(10)と前記カバーシート(12)のそれぞれが、該基材(20、21)のそれぞれに接合されたことを特徴とする、請求項1～11のいずれか1項に記載の構造体。

【請求項 14】

前記導電性部材(11)が前記構造体に接合される場合にそれを形成するよう、前記透明基材(20)が前記熱可塑性シートに面する面上に金属層を有することを特徴とする、少なくとも1つの透明基材(20)に接合された請求項12又は13に記載の構造体。

【請求項 15】

前記構造体が、構造体/1つ又は複数の基材アセンブリに関して、22%以下の対応する光透過率 T_{IR} を有する赤外線フィルターと、20%～40%の対応する光透過率 T_{NE} を有するオレンジフィルターとを提供し、該構造体/1つ又は複数の基材アセンブリが、3%未満の純度で以って40%～60%の可視光の光透過率を有することを特徴とする、請求項12又は13に記載の構造体。

【請求項 16】

前記赤外線フィルターが、確実に815nmでの透過率を最大22%、870nmでの透過率を最大18%、及び900～1250nmでの透過率を最大12%にすることを特

徴とする、請求項 1 5 に記載の電磁スクリーニング構造体。

【請求項 1 7】

ディスプレイスクリーンであって、その前面(2)の上に請求項12～16のいずれか1項に記載の構造体(1)を有する、ディスプレイスクリーン。

【請求項 1 8】

前記ガラス基材(20、21)の少なくとも一方が強化ガラスから作製されたことを特徴とする、請求項 1 7 に記載のスクリーン。

【請求項 1 9】

前記ガラス基材(20、21)の少なくとも一方が、前記構造体と反対側の面上に反射防止コーティングを有することを特徴とする、請求項 1 7 又は 1 8 に記載のスクリーン。

【請求項 2 0】

前記カバーシート(12)が、前記熱可塑性の第1シート(10)と反対側の面上に反射防止コーティングを有することを特徴とする、請求項 1 7 ～ 1 9 のいずれか 1 項に記載のスクリーン。

【請求項 2 1】

前記構造体(1)が、前記スクリーンの前面に直接接着結合されたことを特徴とする、請求項 1 7 ～ 2 0 のいずれか 1 項に記載のスクリーン。